

主要農作物種子法施行規則

発令 昭和27年6月3日農林省令第39号

最終改正 平成29年10月2日号外農林水産省令第59号

改正内容 廃止平成29年10月2日号外農林水産省令第59号「平成29年10月2日」

成29年10月2日

○主要農作物種子法施行規則

〔昭和二十七年六月三日農林省令第三十九号〕

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三条第二項及び第五条の規定に基き、主要農作物種子法施行規則を次のように定める。

主要農作物種子法施行規則 (指定種子生産ほ場等の指定申請)

第一条 主要農作物種子法（以下「法」という。）第三条第一項又は第七条第二項の指定を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに、別記第一号様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

稻	区	分	期	日
毎年二月末				

春まきの大麦、はだか麦及び小麦	大豆	日
大麦、はだか麦及び小麦（これらの中のうち春まきのものを除く。）	毎年八月三日	十一日

（証明書の様式）

第二条 法第五条（法第七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）のほ場審査証明書の様式は、別記第二号様式のとおりとし、法第五条の生産物審査証明書の様式は、別記第三号様式又は第四号様式のいずれかのとおりとする。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和二十七年においては、第一条第一項の表中「毎年二月末日」とあるのは、「昭和二十七年六月三十日」と読み替えるものとする。

附 則〔昭和二八年五月一一日農林省令第一九号〕
この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三年一一月一九日農林省令第五九号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和三十年度分以前の予算により支出された主要農作物種子法第七条の補助金の交付に関しては、なお従前の例による。

3 指定種子生産ほ場指定申請書、ほ場審査証明書及び生産物審査證明書の様式は、この省令による改正後の主要農作物種子法施行

規則で定めるこれらの書類の様式にかかわらず、昭和三十一年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔昭和三二年六月二十五日農林省令第二九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三三年八月二十五日農林省令第四〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三三年一月二二月二三日農林省令第六一號〕

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則〔昭和三五年六月二九日農林省令第二二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四一年四月二二月二三日農林省令第一九号抄〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四六年四月一日農林省令第一九号抄〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四七年五月一日農林省令第三一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四七年五月一五日農林省令第三一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四八年四月一二日農林省令第二五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四九年五月七日農林省令第二〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五〇年四月一六日農林省令第二三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五一年七月一六日農林省令第三四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五二年五月一三日農林省令第一九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五三年四月一九日農林省令第二九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五三年七月五日農林省令第四九号抄〕

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五四年五月一二日農林水産省令第二四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五四年六月二三日農林水産省令第三二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五七年四月九日農林水産省令第一四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五九年五月二四日農林水産省令第二三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六〇年八月二四日農林水産省令第四二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六一年六月一〇日農林水産省令第二九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成元年六月六日農林水産省令第二七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一〇年三月三一日農林水産省令第一八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 [平成一二年一月三一日農林水産省令第五号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

[平成二九年一〇月二日農林水産省令第五九号抄]

(主要農作物種子法施行規則の廃止)

第一条 主要農作物種子法施行規則(昭和二十七年農林省令第三十九号)は、廃止する。

附 則 [平成二九年一〇月二日農林水産省令第五九号]

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

別記

第1号様式（第1条関係）

指定種子生産ほ場（指定原種は、指定原原種は）指定申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

印

主要農作物種子法第3条第1項（第7条第2項）の規定による指定種子生産ほ場（指定原種は、指定原原種は）の指定を受けたいので、同条第2項（同条第3項において準用する同法第3条第2項）の規定により申請する。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称

番号	所在地	ほ場の面積	生産しようとする主要農作物の種子の種類名	同左品種名

- 2 農業経営の規模

- 3 主要農作物の採種に関する経験
- 4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械
- 5 その他

備考

- (1) 申請書は、2部提出すること。
- (2) 1に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。
- (3) 3の主要農作物の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあつては、採種に係る主要農作物の種類、採種の回数及び場所を記載すること。
- (4) 5のその他には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。
- (5) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- (6) 本様式による申請書に代えて、都道府県が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずる物による申請を行つても差し支えない。

第2号様式（第2条関係）

ほ 場 審 査 証 明 書

平成 年 月 日

審査請求者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

都道府県 印

下記の指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産される主要農作物の種子（原種、原原種）は、主要農作物種子法第4条第5項（第7条第3項において準用する同法第4条第5項）の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

記

種類	品種	ほ所 在 場 地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備考

備考

この証明書は、ほ場審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付する。

第3号様式（第2条関係）

表面（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横12センチメートル以上とする。）

第 号	生 産 物 審 査 證 明 書		
区分			
平成	年	月	日
都道府県	印		

裏面

審査請求者	住所 氏名（法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名）
種類	品種

備考

- (1) 表面の番号欄の記載については、各都道府県が交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載すること。
- (2) 表面の区分欄の記載については、一般種子（指定種子生産場において生産された種子をいう。）、原種又は原原種の別を記載すること。

第4号様式（第2条関係）

（用紙の大きさは、縦10センチメートル、横12センチメートル以上とする。）

第　　号	生産物審査證明書						
<table border="1"><tr><td>区分</td><td colspan="3"></td></tr></table>				区分			
区分							
審査請求者	住所 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）						
種類		品種					
平成　　年　　月　　日							
都道府県			印				

備考

記載上の注意は、第3号様式の備考に準ずる。